

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和7年9月22日（月）午前10時～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見」
に対する異議申出について（諮問）
（2）上記（1）の異議申出に対する取扱いについて（審議）
（3）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、加藤委員、田中委員、宮脇委員からご欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には12名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

早速ですが、議題1「大分地方最低賃金審議会の大分県最低賃金の改正決定に関する意見」に対する異議申出について（諮問）」に入ります。

本件について、まず、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

9月4日に審議会からいただきました大分県最低賃金改正の答申につきまして、9月19日までが異議申出の期間となっております。

今般、大分県労働組合総連合より、異議申出があり9月18日付け受理しております。また、9月19日付けで大分県の区域内の事業を営む使用者一名から異議申出を受理したところです。2件の異議申出について、大分県労働組合総連合の意義申出については1ページから、使用者一名からの異議申出については11ページから、その写しを配付しております。

11ページをご覧ください。使用者一名からの異議申出については申出者の部分をマスキングしておりますが、これは申出者から非公開の希望があったことによるものです。申出書の添付として13ページからは異議申出者の経営する企業とは別企業の方からも含めた署名が46名分ございますが、こちらも氏名等は非公開のためマスキングしております。

申出者は大分県内で事業を営む使用者であり、申出要件を満たしていることを事務局で確認し、会長にもご確認をいただいております。

委員の皆様には、別途、原本をご覧くださいます。

なお、繰り返しになりますが、申出者は申出者本人と署名者についての情報の非公開を希望されていますので、委員の皆様限りでお願いいたします。ただし、審議において異議の申出内容をご確認いただき、やはり申出者の情報が必要というご意見がございましたら、いったん議事を非公開としていただいた上で、ご説明させていただきます。

この2件の異議申出につきまして、最低賃金法第11条第3項の規定により審議会の御意見をいただきたいと思います。

それでは、ただ今から、労働局長より、その諮問を行わせていただきます。

それでは、井田会長、秋山労働局長、中央にお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、労働局長から異議申出について諮問を受けました。

このため、議題2「異議申出に対する取扱いについて」に入り、異議申出についての審議を行います。

まず、事務局から異議申出書の読み上げをお願いします。

賃金指導官

【異議申出書の読み上げ】

会 長

それでは、本件異議申出に対する労使各側の意見をお伺いしたいと思います。

異議申出の内容が多岐に渡ることから、労使各側にて一旦、内容をご検討いただき、公労会議、公使会議により協議させていただければと考えております。

まずは、全体会議の場で、何かご質問やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。

藤本委員

1点よろしいですか。2件目の異議申出書に署名が付いていまして46名分とのことでしたけれども、言えるところ言えないところあると思いますけれども、大体同じ業種の方なのか、全く違う業種の方なのか、もし分かれば参考に教えていただきたいと思います。

賃金室長

委員の皆様には別途原本をご覧くださいますので、そこでご確認いただければと思います。

会 長

使側委員いかがですか。

藤野委員

こちらも労側と同じことをお聞きしようと思っていましたので、後で確認させていただきます。

会 長

よろしいでしょうか。それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、雇用環境均等室奥の委員会室を控室として用意しています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長

ではご意見がまとまりましたら、労側から、ご意見を伺いたと思います。労側の皆さんはご意見まとまりましたらこちらにお戻りください。労使委員の皆様、控室にご移動をお願いします。

(休会)

会 長

それでは公労会議を始めます。

(2者協議)

会 長

それでは、全体会議を再開します。

提出された異議申出につきまして労使それぞれから御意見をお伺いしましたところ、まず労働者側意見としまして、2件の異議申出の内

容に関して肯首しうる点はあるものの、今年度における審議会の議論の状況を踏まえると異議申出は認めない、つまり棄却が妥当ではないかというご意見をいただきました。

また、使用者側委員からも異議申出の内容については、まさに使用者側の建議したことも書かれており、それはそのとおりだと思うけれども、審議会での決定であることや審議においても妥当なプロセスがとられているので異議申出については棄却するのが妥当であるというご意見をいただきました。

その他、異議申出に対し、何か御意見はありませんか。

公益委員の皆様はいかがですか。

【意見等なし】

会 長

それでは、ここで審議会として結論を出すこととしたいと思います。

提出された異議申出については、労使委員の意見等を踏まえ、いずれも「棄却」としたいと思います。

委員の皆様その取扱いでよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、本件の異議申出2件に対しては、いずれも「棄却」することとし、本年度の大分県最低賃金の改正は、9月4日の答申のとおりとすることを本審議会として確認いたします。

異議申出に対する審議が終了しましたので、答申文の検討を行いたいと思います。

答申文の（案）について、事務局は作成、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金室長

それでは、答申文案を作成して参りますので、少々お待ちください。

【答申文案を委員に配布】

賃金指導官

それでは、答申文案を読み上げいたします。

【答申文（案）を読み上げ】

会 長

異議申出に対する答申文は、この（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、異議申出に対する答申は、答申（案）のとおりとします。（案）は、削除をお願いします。異議申出に対する審議会の答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文を作成してください。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致しますので少々お待ちください。

【答申文作成】

賃金室長

それでは、井田会長、秋山労働局長、中央にお進みください。答申文をお渡しください。

【会長から労働局長へ答申文を手交】

会 長

以上で、異議申出に対する審議を終了します。

なお、大分県最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と定められています。今般、大分県最低賃金の異議申出に対する審議が終了し、答申しましたので、専門部会を廃止したいと思いますが、よろしいですか。

【異議なし】

会 長

それでは、本日をもって大分県最低賃金専門部会を廃止することとします。

それでは、次に、議題３「その他」に入ります。

予定の議事はありませんので、各委員から何かこの場で議論をすべきことなどありましたらお願いします。

【意見等なし】

会 長

事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

会 長

それでは、最後に秋山労働局長からご挨拶があるとお聞きしていますのでお願いします。

労働局長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の審議会にご出席いただき、ご審議を賜り誠にありがとうございました。

本年度の大分県最低賃金につきまして、本日は異議申出に対して慎重かつ丁寧なご審議の上、答申をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

本日の審議会終了後、官報公示などの必要な手続きを経まして、令和８年１月１日の発効となる予定でございます。

今後、大分労働局といたしましては、改正する大分県最低賃金の周知と改正後の履行確保を図るとともに、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様への業務改善助成金をはじめとする支援策の周知・広報に全力で取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言など、ご協力を賜りますと幸いです。

以上、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

会 長

以上をもちまして、大分県最低賃金の審議が全て終了しました。

労働者側、使用者側の委員の皆様、公益の委員の方々の多大なるご協力によりまして無事に審議を終えることができました。あらためて、感謝申し上げます。引き続き、特定最賃の金額審議につきましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事録確認委員は、山田委員、高橋委員にお願いします。

以上で、本日の審議会を終了します。皆様大変お疲れ様でした。